

広島県告示第百九十四号

昭和四十七年広島県告示第五十八号（動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原市の項中「糸崎町、広友町一丁目、同二丁目、時貞町一丁目、同二丁目、寿町一丁目、同二丁目、古城通一丁目、同二丁目、中之町」を「糸崎一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、糸崎南一丁目、同二丁目」に改め、「西宮町」及び「田野浦町」を削り、「宗郷町、和田町」を「宗郷一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、和田一丁目、同二丁目、同三丁目」に、「須波町、須波西町、新倉町」を「須波一丁目、同二丁目、須波西一丁目、同二丁目、須波ハイツ一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、新倉一丁目、同二丁目、同三丁目」に、「本郷町本郷、同町下北方、同町南方杉臼」を「本郷北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、本郷南一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、下北方一丁目、同二丁目、本郷町南方杉臼」に改める。

廿日市市の項中「下平良、」を「下平良字小野、」に改め、「同字國廣」の下に「、同字大幸、同字東岡迫、同字西岡迫、同字的場、同字石原、同字佐原田、同字高通、同字大方、同字峰高（山地部に限る。）、同字長尾（山地部に限る。）、同字野坂（山地部に限る。）」を加え、「佐方（字同免、字大谷及び字宮の上を除く。）」を「阿品台山の手、佐方字同免、同字大谷（耕地部に限る。）、同字宮ノ上」に改め、「陽光台一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目」の下に「、木材港北、木材港南、上平良字伴丈木（耕地部に限る。）、同字堂垣内（耕地部に限る。）、同字末森、同字郡塚（耕地部に限る。）、宮内工業団地、永原字畦巻、同字芝居田、同字寺大迫山（山地部に限る。）、峠字埜、同字西谿、同字行免、同字鹿田、同字佛ノ前、同字横林、同字田中、同字八幡原、同字久保田、同字大宅、同字柳水（山地部に限る。）、同字沖地（山地部に限る。）、友田字里地、同字氏森、同字橋桁、同字法伝平、同字小森、同字小林（山地部に限る。）、河津原字上中組、同字下中組、同字下中山谷、同字中小路、同字小森、津田字諏訪、同字榎ヶ峠、同字別府、同字小更、同字並田、同字江尻、同字東横矢、同字西横矢、同字中小原、同字下小原、同字沖横矢、同字下市、同字丸山（山地部に限る。）」を、「大野字原」の下に「、同字高見、同字鯛ノ原、同字水口、同字中別府、同字三鎗谷、同字土井、同字田屋、同字高畑、同字陣場、同字筏津、同字沖筏津、同字池田、同字棚田、同字知安、同字別府、同字下更地、同字上更地、同字熊ヶ浦、同字早時、同字水ノ腰、同字小田ノ口、同字中津岡、同字滝ノ下、同字郷、同字護安、同字鳴川、同字福面（山地部に限る。）、同字対巖山（山地部に限る。）、同字前空（山地部に限る。）、同字清水峯（山地部に限る。）」を、「沖塩屋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目」の下に「、宮島口一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、宮島口東一丁目、同二丁目、同三丁目、宮島口西一丁目、同二丁目、同三丁目、宮島口上一丁目、同

二丁目、福面一丁目、同二丁目、同三丁目、対巖山一丁目、同二丁目、同三丁目、深江一丁目、同二丁目、同三丁目、前空一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、物見東一丁目、同二丁目、物見西一丁目、同二丁目、同三丁目、大野中央一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、林が原一丁目、同二丁目、丸石一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、宮浜温泉一丁目、同二丁目、八坂一丁目、同二丁目」を加える。